

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

堀田丸正株式会社

取締役社長 大 西 雅 美

第116回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、書面またはインターネットによって議決権行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第116期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに行使して下さい。

- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.pearly-marusho.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

<新型コロナウイルス感染防止策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は、極力書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応(株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますこと、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等)を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会開催時点にて政府および東京都より緊急事態宣言等の外出禁止措置等が発動されております場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>)

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

- バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回答、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. システムに関わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

(1) パソコンをご利用の場合

- ◇画像の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- ◇ウェブブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています。)

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Acrobat ReaderDC

*Microsoft Windows およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

*Adobe、AcrobatおよびReaderはAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

- ◇ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
- ◇上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

(2) スマート行使をご利用の場合

- ◇スマート行使は以下のブラウザがインストールされていること。

iPhone	iOS8.0以上 (Safariブラウザ)
Android	Android4.4以上 (Chromeブラウザ)

【ご照会先】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、現政権下での経済対策及び日銀による金融政策を背景に、景気は一部に弱さが見られるも緩やかな回復基調のうちに推移いたしました。しかしながら、米中貿易摩擦による海外経済の下振れや不確実性の高まり、また金融資本市場の変動の影響、更には相次ぐ自然災害に加えて、この度の新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えず、先行きの不透明感が一層高まりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、コア事業である意匠捺糸事業へ経営資源を集中すると同時に、洋装事業の改善を図るため、粗利管理の徹底を行うと共に、販売員契約の見直し等による販管費の大幅削減に取り組みました。加えて、売上減少に歯止めをかけるために、新規取引先の積極的な開拓、新規催事等への参加促進を行う一方、在庫効率向上のために取引先納品形態の見直しや在庫の適正化など、様々な取り組みを行い、第3四半期累計期間までは順調に推移しておりましたが、第4四半期における新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、得意先における営業縮小や臨時休業、催事販売会の中止など、和装事業及び洋装事業において、多大な影響を受けることとなりました。加えて当社の販売先において、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い業績が悪化し、債権の回収が困難となる可能性が生じたため、当該債権に対する貸倒引当金繰入額23百万円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

これらの結果、売上高55億47百万円（前期比16.8%減）、営業損失は2億7百万円（前期は営業損失4億37百万円）、経常損失は2億6百万円（前期は経常損失4億19百万円）、また、当社が出資を行っていた協同組合の清算に伴い、残余財産の分配が行われ、特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1億44百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4億65百万円）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、経営体制および今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたします。

② 事業別の営業概況

和装事業は、リサイクル企画催事が新たな販売機会を創出いたしました。百貨店の閉鎖や消費税増税後の消費低迷、連結子会社（株）吉利における大手量販店との取引見直しに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、催事販売会の中止や百貨店の営業時間短縮、臨時休業などの影響を受け、大幅な売上減少となりました。この結果、売上高11億77百万円（前期比20.6%減）、営業損失は54百万円（前期は営業利益15百万円）となりました。

寝装事業は、量販店、専門店取引において消費税増税後の消費低迷を受け、マットレスや寝装品の売上が減少したものの、東北地区におけるギフト事業が順調に推移したことで、売上は微減となりました。この結果、売上高5億3770万円（前期比6.2%減）、営業利益は2800万円（前期比18.5%減）となりました。

洋装事業は、馬里邑事業におきまして、百貨店既存取引先の売上は順調に推移いたしました。百貨店の店舗閉鎖や消費税増税後の消費低迷で売上は減少いたしました。アパレル事業は、西日本の百貨店における人材投入型の催事事業が堅調に推移いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大により百貨店催事が縮小や中止となり売上減少となりました。九州を拠点とする丸福事業はホームファッション事業が堅調に推移いたしました。婦人洋品事業は暖冬による衣料品等の消費低迷に加え、新型コロナウイルスの影響を受け百貨店・専門店卸が悪化、またベビー・子供事業も大手量販店からの急激な受注減の影響で売上減少となりました。この結果、売上高20億2700万円（前期比18.4%減）、営業損失は2600万円（前期は営業損失4億1100万円）となりました。

意匠燃糸事業は、国内事業が中国への輸出拡大により増加いたしました。海外事業が中国経済の成長鈍化及び米中貿易摩擦などの影響を受け、中国内販向けが受注減となりました。また、OEM事業は国内アパレル各社からの大幅な受注減により、売上減少となりました。この結果、売上高18億3000万円（前期比15.1%減）、営業利益は9900万円（前期比33.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（2019年4月～2020年3月）		前期（2018年4月～2019年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
和 装 事 業	1,177	21.2	1,483	22.2
寝 装 事 業	537	9.7	573	8.6
洋 装 事 業	2,027	36.6	2,483	37.3
意 匠 燃 糸 事 業	1,803	32.5	2,124	31.9
合 計	5,547	100.0	6,665	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題といたしましては、前期までに実施した抜本的な構造改革により、成長戦略推進のための基盤作り及び体質強化が実現できたことを受けて、成長路線への転換をはかることと考えております。

成長路線への転換をはかるために、

①コア事業である意匠撚糸事業の海外展開強化（中国及びアジア圏での利益拡大）

②第2の柱である洋装事業の飛躍的な収益改善

③持続的成長のための、事業領域の拡大及び事業ポートフォリオの再編の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定に向けて鋭意努力してまいる所存でおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 113 期 2017年 3 月期	第 114 期 2018年 3 月期	第 115 期 2019年 3 月期	第 116 期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売 上 高(百万円)	7,488	7,703	6,665	5,547
経常利益又は経常損 失(△)(百万円)	108	56	△419	△206
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	86	100	△465	△144
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	3.87	2.10	△8.28	△2.58
総 資 産(百万円)	4,460	6,369	5,722	5,107
純 資 産(百万円)	2,821	4,750	4,241	4,077
1株当たり純資産(円)	132.82	84.46	75.40	72.50

(注) 2016年10月1日付で普通株式2株を1株にする株式併合を行っております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株
(出資比率58.69%)保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 吉利	百万円 10	% 100.00	和装小物の卸売販売
堀田(上海)貿易有限公司	千元 1,655	100.00	意匠撚糸事業(意匠撚糸の製造・卸売販売)

(11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、寝装品等の卸売販売及び意匠捺糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- 和装事業 : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売するほか、株式会社吉利が卸売販売しております。
- 寝装事業 : 寝装寝具等を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。
- 洋装事業 : 婦人服及びブラウス、ニット等の婦人洋品と子供・ベビー洋品を製造・卸売販売しております。
当社が製造・販売しております。
- 意匠捺糸事業 : 意匠捺糸及び横ニットを企画・卸売販売しております。
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社	東京都中央区日本橋室町
	京 都 支 店	京都府京都市南区吉祥院中島町
	盛 岡 支 店	岩手県盛岡市流通センター
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中東区牧の里
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名	称	所 在 地
株 式 会 社 吉 利	本 社 葛 西 営 業 所	東京都中央区日本橋室町 東京都江戸川区臨海町
堀田（上海）貿易有限公司	本 社	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 （ 名 ）	前期末比増減（名）
和 装 事 業	37	1減
寝 装 事 業	13	1増
洋 装 事 業	28	1減
意 匠 燃 糸 事 業	29	2減
全 社 （ 共 通 ）	12	1減
合 計	119	4減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数71名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	95名	4名減	52.8歳	15.0年

(14) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（2020年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,395,996株）
- ③ 株主数 9,898名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
株式会社SBI証券	330,400	0.59
株式会社ヤマノネットワーク	230,150	0.41
和田 修	179,500	0.32
山野愛子どろんこ美容株式会社	179,400	0.32
飛田 常司	167,000	0.30
田口 寿幸	162,500	0.29
西川 勝正	136,500	0.24
山野 功子	133,000	0.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,395,996株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	大西雅美	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 ㈱吉利代表取締役会長 ㈱馬里邑代表取締役社長
取締役	矢部和秀	当社常務執行役員管理本部長 ㈱吉利取締役 ㈱丸正ベストパートナーグループ取締役
取締役	下野隆充	当社執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長 兼イェリデザイン事業部長 ㈱丸正ベストパートナーグループ取締役 堀田（上海）貿易有限公司董事 ㈱吉利取締役
取締役	小島茂	(有)プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 ヒューマンテラス㈱取締役 ㈱ウィル取締役 ㈱HAPiNS社外取締役監査等委員 ㈱ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員
取締役	大塚一暁	大塚・川崎法律事務所代表 ㈱ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員
常勤監査役	丹下勝視	㈱丸正ベストパートナーグループ監査役 ㈱吉利監査役
監査役	水野孝平	水野税理士事務所代表 ㈱ヤマノ監査役
監査役	金子茂男	金子茂男税理士事務所代表 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役

- (注) 1. 取締役小島茂氏及び大塚一暁氏は社外取締役であります。
 2. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、税理士として長年の経験があり、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役大塚一暁氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
井上 徳彦	2019年6月26日	任期満了	(株)丸正ベストパートナーグループ取締役 (株)吉利取締役

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役全員との間に、同法第423条第1項に基づき法令の定める責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	名 6 (2)	千円 23,300 (4,400)	1990年6月28日開催の株主総会決議による報酬等の額 取締役月額 20,000千円以内 監査役月額 2,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	名 3 (2)	千円 8,400 (4,800)	
計	名 9 (4)	千円 31,700 (9,200)	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、2019年6月26日付で任期満了により退任した取締役1名の在籍によるものです。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼任する親会社または子会社等から、役員報酬として受けた報酬等の総額は6,300千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	小 島 茂	(有)ブラン・ドゥ・シー ヒューマンテラス(株) (株)ウィル (株)HAPiNS (株)ワンダーコーポレーション	代表取締役社長 取締役 取締役 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員
取 締 役	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所 (株)ワンダーコーポレーション	代表 社外取締役監査等委員
監 査 役	水 野 孝 平	水野税理士事務所 (株)ヤマノ	代表 監査役
監 査 役	金 子 茂 男	金子茂男税理士事務所 (有)ジー・エイチ・アイ	代表 代表取締役

(注) 各法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	小島 茂	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、主に社会保険労務士としての専門的な知識・見地から適宜質問し、意見を述べております。
取締役	大塚一暁	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	水野孝平	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	金子茂男	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
双葉監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年6月17日開催の取締役会において、業務の適正化を図るための体制の整備に関する「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(イ) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

(イ) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行う。

(イ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。

(ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (ウ) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
- (イ) 当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

(イ) 管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2)業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために内部通報窓口を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利益な扱いを行わないよう徹底しております。

また、当社の経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図るために重要なリスクを特定してリスク対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しており、災害を想定した訓練も行っております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役5名（内2名は、社外取締役）で構成され常勤監査役1名、社外監査役2名も出席しております。

当事業年度において、取締役会は、13回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営企画本部及び管理本部が各子会社の経営管理体制を整備し、統括するとともに、関係会社管理規程に従い各子会社から当社に対し、適宜、事前承認・申請または報告を行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において、監査役会は16回開催され、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行っております。

また、常勤監査役は、監査報告会及びトレース会議などの重要会議に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,853,092	流 動 負 債	984,692
現金及び預金	2,350,477	支払手形及び買掛金	558,781
受取手形及び売掛金	942,683	電子記録債務	214,184
電子記録債権	178,569	未払法人税等	23,337
商品及び製品	1,292,754	賞与引当金	25,200
仕掛品	8,525	返品調整引当金	26,790
原材料及び貯蔵品	35,417	その他	136,397
その他	80,815	固 定 負 債	45,157
貸倒引当金	△36,151	繰延税金負債	2,717
固 定 資 産	254,563	資産除去債務	11,500
有 形 固 定 資 産	105,748	その他	30,940
建物	6,443	負 債 合 計	1,029,850
機械装置及び運搬具	1,472	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	10,928	株 主 資 本	4,071,541
土地	83,311	資本金	2,937,570
その他	3,593	資本剰余金	1,236,152
無 形 固 定 資 産	29,157	利益剰余金	287,405
その他	29,157	自己株式	△389,586
投 資 そ の 他 の 資 産	119,657	その他の包括利益累計額	6,264
投資有価証券	42,378	その他有価証券評価差額金	6,157
その他	111,122	為替換算調整勘定	106
貸倒引当金	△33,842	純 資 産 合 計	4,077,806
資 産 合 計	5,107,656	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,107,656

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	5,547,476
売上原価	3,851,264
売上総利益	1,696,211
販売費及び一般管理費	1,903,365
営業損失(△)	△207,153
営業外収益	
受取利息	130
受取配当金	1,290
為替差益	2,477
敷金保証金返金差額	1,104
その他	1,919
営業外費用	
支払利息	984
株主優待関連費用	4,592
その他	667
経常損失(△)	△206,475
特別利益	
協同組合清算益	73,387
税金等調整前当期純損失(△)	△133,088
法人税、住民税及び事業税	11,799
当期純損失(△)	△144,887
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△144,887

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	千円 2,937,570	千円 1,236,152	千円 432,293	千円 △389,571	千円 4,216,444
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△144,887		△144,887
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△144,887	△15	△144,903
当 期 末 残 高	2,937,570	1,236,152	287,405	△389,586	4,071,541

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	千円 18,294	千円 6,286	千円 24,580	千円 4,241,025
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△144,887
自 己 株 式 の 取 得				△15
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	△12,136	△6,179	△18,315	△18,315
当 期 変 動 額 合 計	△12,136	△6,179	△18,315	△163,218
当 期 末 残 高	6,157	106	6,264	4,077,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 菅野 豊 ㊤
業務執行社員
代表社員 公認会計士 平塚 俊充 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

堀田丸正株式会社 監査役会

常勤監査役 丹 下 勝 視 ㊟

社外監査役 水 野 孝 平 ㊟

社外監査役 金 子 茂 男 ㊟

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,293,126	流 動 負 債	844,069
現金及び預金	2,207,349	支払手形	178,136
受取手形	117,232	買掛金	276,811
売掛金	657,086	電子記録債務	201,685
電子記録債権	178,318	未払金	73,955
商品及び製品	1,014,504	未払費用	48,523
仕掛品	8,525	賞与引当金	24,000
原材料及び貯蔵品	35,417	返品調整引当金	21,645
前渡金	4,120	その他の他	19,312
前払費用	29,727	固 定 負 債	33,657
その他の他	75,705	繰延税金負債	2,717
貸倒引当金	△34,861	その他の他	30,940
固 定 資 産	549,759	負 債 合 計	877,727
有 形 固 定 資 産	101,753	純 資 産 の 部	
建物	6,443	株 主 資 本	3,958,999
工具、器具及び備品	10,527	資本金	2,937,570
その他の他	1,472	資本剰余金	1,306,153
土地	83,311	資本準備金	1,085,689
無 形 固 定 資 産	28,395	その他資本剰余金	220,463
ソフトウェア	28,395	利 益 剰 余 金	104,863
投 資 其 他 の 資 産	419,609	利益準備金	109,129
投資有価証券	42,378	その他利益剰余金	△4,266
関係会社株式	41,662	繰越利益剰余金	△4,266
出資金	6,150	自 己 株 式	△389,586
関係会社長期貸付金	264,000	評価・換算差額等	6,157
その他の他	94,573	その他有価証券評価差額金	6,157
貸倒引当金	△29,153	純 資 産 合 計	3,965,157
資 産 合 計	4,842,885	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,842,885

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	4,645,662
売 上 原 価	3,206,912
売 上 総 利 益	1,438,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,647,110
営 業 損 失 (△)	△208,360
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,319
受 取 配 当 金	1,290
為 替 差 益	2,965
敷 金 保 証 金 返 金 差 額	1,104
そ の 他	1,866
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	433
株 主 優 待 関 連 費 用	4,592
そ の 他	337
経 常 損 失 (△)	△203,178
特 別 利 益	
協 同 組 合 清 算 益	73,387
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△129,791
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,519
当 期 純 損 失 (△)	△139,310

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	2,937,570	1,085,689	220,463	1,306,153	109,129	135,044	244,173	△389,571	4,098,325
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失						△139,310	△139,310		△139,310
自 己 株 式 の 取 得								△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△139,310	△139,310	△15	△139,325
当 期 末 残 高	2,937,570	1,085,689	220,463	1,306,153	109,129	△4,266	104,863	△389,586	3,958,999

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	18,294	18,294	4,116,619
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△139,310
自 己 株 式 の 取 得			△15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,136	△12,136	△12,136
当 期 変 動 額 合 計	△12,136	△12,136	△151,462
当 期 末 残 高	6,157	6,157	3,965,157

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅野 豊 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平塚 俊充 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	三好秀樹 (1972年11月20日生) ※新任	1996年3月 株式会社ファーストリテイリング入社 2011年10月 株式会社JINS入社 2014年9月 株式会社ベンチャーバンクグループ入社 2017年3月 RIZAPグループ株式会社入社 2017年3月 株式会社ジーンズメイト執行役員営業本部長 2018年5月 RIZAPグループ株式会社ファッションライフリテールカンパニー経営管理担当ゼネラルマネージャー（兼）株式会社ワンダーコーポレーション経営戦略・管理本部副本部長 2018年10月 RIZAPグループ株式会社ファッションライフリテールカンパニー経営管理担当ゼネラルマネージャー（兼）株式会社ワンダーコーポレーションマーケティング戦略室長 2019年4月 株式会社トレセンテ取締役副社長営業本部本部長 2019年6月 株式会社トレセンテ代表取締役社長	一株
【取締役候補者とした理由】 三好秀樹氏は、大手企業での営業、店舗オペレーション、新規事業開発など、要職を歴任し、事業戦略に係る豊富な経験と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は、同社の経営管理を兼ね、主要グループ会社の経営執行責任者として、経営の重要事項の決定及び業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、新たに取締役の候補者といたしました。			
2	矢部和秀 (1969年10月18日生)	1993年4月 当社入社 2005年7月 当社管理本部経理財務部長 2008年8月 当社執行役員連結上場管理室長 2009年6月 当社執行役員管理本部長 2009年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2015年6月 当社取締役管理本部長 2015年8月 株式会社吉利取締役 2018年6月 当社常務執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任） 2019年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役（現任） 2019年6月 株式会社吉利取締役（現任）	2,672株
【取締役候補者とした理由】 矢部和秀氏は、管理部門及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、豊富な経験と経理・財務の分野での相当程度の知見を有しております。現在は、当社グループの管理部門を担当しグループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しも の たか みつ 下 野 隆 充 (1971年2月12日生)	1994年4月 堀田産業株式会社入社 2012年7月 当社堀田ファンシーヤーン事業部長 2013年7月 当社執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長 2014年2月 堀田(上海)貿易有限公司董事(現任) 2016年6月 当社取締役 2016年9月 当社執行役員イェリデザイン事業部長 2016年10月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役(現任) 2017年6月 株式会社吉利取締役(現任) 2019年6月 当社取締役執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長(現任)	2,674株
【取締役候補者とした理由】 下野隆充氏は、営業部門での豊富な経験と高度な知識を有しており、現在は当社の意匠擦糸事業である堀田ファンシーヤーン事業部の責任者として、意匠擦糸事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大推進を行うなど、今後の当社実績の向上に寄与するとともに、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役の候補者となりました。			
4	しお た てつ 塩 田 徹 (1973年8月21日生) ※新任	1977年4月 株式会社大林組入社 2000年3月 アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2009年1月 株式会社ワールド入社 2015年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現PHCホールディングス株式会社)入社 入社人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2019年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2019年8月 同社人事本部長 2019年11月 同社法務・リスクマネジメント本部長 2019年12月 同社執行役員グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年5月 同社執行役員社長室長兼グループ人事・総務法務・リスクマネジメント統括(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 塩田徹氏は、大手企業の人事、総務部門の要職を歴任し、豊富な知識と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は同社の人事、総務、法務、リスクマネジメント部門の業務執行責任者としての立場で、グループ管理部門の統括的な役割を担っております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、新たに取締役の候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	小島 茂 (1968年1月9日生)	1991年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール入社 2002年4月 小島社会保険労務士事務所開業 2002年9月 有限会社プラン・ドゥ・シー代表取締役社長(現任) 2005年1月 株式会社エスネットワークス入社 2007年1月 ヒューマンテラス株式会社取締役(現任) 2009年4月 株式会社イーエスペイロール代表取締役社長 2010年5月 株式会社ウィル取締役(現任) 2015年4月 株式会社エスネットワークス監査役 2016年8月 株式会社HAPiNS取締役監査等委員(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 小島茂氏は、社会保険労務士としての専門的知識と企業経営者としての豊富な経験を活かして当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただき、業務執行を監督する適切な人材と判断しており、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
6	大塚 一 暁 (1981年8月14日生)	2006年9月 弁護士登録 2006年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 2012年9月 大塚・川崎法律事務所代表(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 大塚一暁氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等にかかわる豊富な業務経験を有しており、経営の監視を遂行するために適任であり取締役会の監督機能の強化に繋がることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 塩田徹氏は、現在、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の業務執行者であり、過去5年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の当社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
2. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小島茂氏及び大塚一暁氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、大塚一暁氏を(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 小島茂、大塚一暁の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
小島 茂氏 3年
大塚 一暁氏 3年
5. 当社は、小島茂、大塚一暁の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役1名が任期が満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

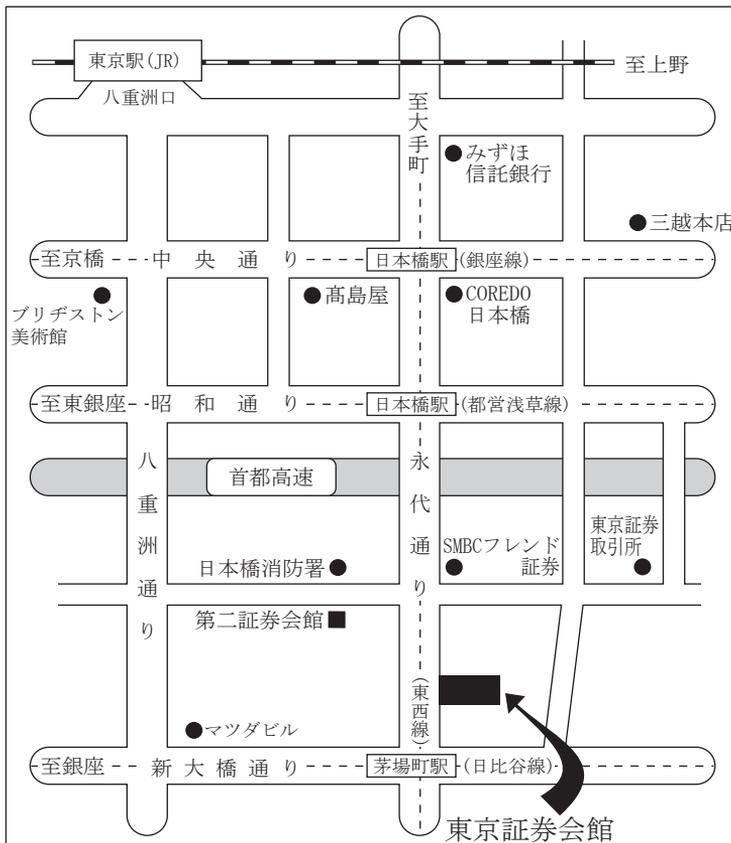
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
金子茂男 (1967年12月24日生)	1993年2月 鈴木保税務会計事務所入所 1996年12月 税理士登録 2000年10月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 2003年9月 株式会社すずのき経理財務部長 2004年4月 金子茂男税理士事務所代表(現任) 2005年5月 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役(現任) 2009年4月 株式会社すずのき監査役 2016年6月 当社社外監査役	一株
【社外監査役候補者とした理由】 金子茂男氏は、税理士としての豊富な経験と税務及び会計に関する専門知識を有しており、その高い見識を当社の監査に反映していただいております。これら豊富な経験と見識をこれまで以上に当社の監査体制に活かすことを期待して、引き続き社外監査役の候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金子茂男氏は、社外監査役候補者であります。
3. 金子茂男氏は、当社の現任の社外監査役であり、監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は金子茂男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

会場のご案内



交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口